

# 個人情報保護法の抜本的改正に向けて

- 「三年ごと見直し 制度改正大綱」パブコメに意見をだそう-

角田富夫（共謀罪 NO！実行委員会事務局）

## 1、個人情報保護をめぐる情勢について

### イ、プライバシー、個人情報はかつてない侵害の危機にあります。

この数年、GAF A など大手 IT 企業による膨大な個人情報の集積、共有、漏洩が大きな問題となっています。こうした現実に対する国際的な批判のたかまりにもかかわらず、IT 企業などは自らの利益を守ることを優先し、個人情報保護に熱心とはとてもいえない状況です。そのことは、激しい批判を受けたにもかかわらず、フェイスブックから膨大な利用者の個人情報の漏洩が相次いだことから明かです。

こうした中で、いま AI（人工知能）を活用し、家電などあらゆるモノをインターネットと接続する Iot の機器の開発・生産が政府の後押しをうけ進められています。この Iot の機器は市民のプライバシー、個人情報保護の問題を新たな段階に押し上げたといっても過言ではありません。

### ロ、個人宅、家庭のプライバシー、個人情報が本人の同意なく IT 企業など企業のもとに集積されるという重大な問題がおきようとしています。

例えば、ロボット掃除機はカメラ、センサーなどで、障害物などを避けながら、掃除しますが、その部屋の状況はそのメーカーのサーバーに集積されます。いまロボット掃除機で世界のシェアの 70 パーセントを占めている米アイロボット社の最新式のルンバは、掃除で得たデータで家の間取り・「家の地図」をつくることのできるまでできています。また、テレビでよく宣伝されている AI スピーカーは、家族の「電気をつけて、部屋の温度を何度にして」などの声を聞き、その要求を実現しています。その利便性は多くの人が認めるどころです。しかし、AI スピーカーを通して、その家の生活実態、趣味など多くの情報がサーバに蓄積されてしまいます。

現在、アメリカの IT 3 社、アマゾン（アレクサ）、アップル（Siri）、グーグル（グーグルアシスタント）が Iot の家電機器向けの通信方式の共通化をはかっています。いままで、アマゾンのアレクサに接続する家電はその通信方式にあわせた家電をつくらざるをえず、ほかの AI スピーカーでは接続できませんでした。それを通信方式を共通化することで、例えば、東芝の Iot の家電機器はほかのメーカーの AI スピーカにも対応できるようになります。この AI スピーカーに照明、空調、テレビなど Iot の家電機器を接続し、「スマートホーム」を実現しようとしています。

企業は、Iot の家電機器を通して、その家の間取り、照明、空調、テレビ、音響機器などから、家族構成、趣味、生活実態などの多くを知るようになります。

現在、IoT の家電機器を通して、私たちは家という私的空間、私的領域への侵入によるプライバシー、個人情報の侵害という重大な問題をつきつけらつつあるとって過言ではありません。一言でいえば、私的空間、私的領域のガラス張り化ということです。

## 2、AI を活用した Iot の機器の時代には、現行の個人情報保護法、現意見公募されている同法の見直し大綱案では、市民のプライバシー、個人情報を保護することは困難であるといわざるをえません。プライバシー、個人情報を守るために個人情報保護法の抜本的改正が求められています。

現在の個人情報保護法、見直し制度改正大綱では、Iot 機器の購入者が企業の個人情報の収集・利用を拒否することはできません。同法が個人情報の利活用を前提としているからです。企業による個人情報の利用を市民が拒否できるのは第三者への提供などに限られています。そもそも、Iot の家電機器の購入者が企業による個人情報の収集・利用につい

て拒否することができないなどということはあってはならないことです。企業が製品の販売で利益をえることは当然のことでしょう。しかし、製品の販売だけではなく、購入者の同意もなく個人情報を集め、それをビッグデータとして販売し、また製品の開発に利用し、利益を得ようというのであれば購入者の同意は前提のはずです。

ルンバのCEOは、日本経済新聞（2019年2月2日付け）によれば、ルンバの購入者から情報を収集する際には、本人からの同意を前提とするとしています。GAF A問題などのなかで、世界的にプライバシー、個人情報保護の声が高まり、企業の中でも本人の同意なく個人情報を活用することは問題であるという認識が広がってきているのです。

しかし、日本では世界の流れに逆行し、個人情報の利活用で本人から同意をとることをが前提とされていません。これは重大な問題です。

### 3、GDPRと日本の個人情報保護法

イ、EUは2018年5月、世界で最も厳しいとされるGDPR（一般データ保護規則）を発効させました。日本など域外の国がEUに支店、工場などを持つ場合、またEUに居住する市民に商品やサービスを提供する場合などに、欧州から個人データを移転するときは、EUからその国の個人データの保護の水準が十分であるという「充分性認定」を受けなくてはなりません。

日本はEUからその「充分性認定」を昨年受けました。その際、日本はGDPRとの関係で「充分性認定」を受けるため、補完的ルール（「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」）をもうけています。例えば、この同ルールには日本の要配慮個人情報（個人情報保護法第2条3項）にはふくまれない、GDPRで特別の種類個人データとして原則取り扱いが禁止されている「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」などがはいつています。

ロ、GDPRの特徴は、自己情報コントロール権を明確にしていることです。

GDPRと日本の個人情報保護法は次の点で大きく違います。

i、GDPRでは、個人データの取得という段階で、本人の同意、適法化の根拠が必要とされます。しかし、日本の個人情報保護法では、個人情報の取得という段階では本人の同意が必要なく、個人情報の利活用が前提とされ、利用目的の通知又は公表すればたりるとされています。本人の同意が必要なのは「利用目的の変更」（個人情報保護法第16条）、「第三者への提供」（同第23条）、び「外国の第三者への移転」（同24条）だけです。

この点は個人情報保護法の条文を読めば誰でも最初に違和感を感じることです。個人情報保護法は第1章「総則」（第1～3条）、第二章「国及び地方公共団体の責務等」（第4～6条）、第三章「個人情報の保護に関する施策等」（第7～14条）と続き、第4章「個人情報取扱事業者の義務等」（15条～58条）、第5章「個人情報保護委員会」（59条～74条）、第6章「雑則」（75条～81条）、第7章「罰則」（82条～88条）という構成になっています。そして第4章「個人情報取扱事業者の義務等」の第15条でいきなり「利用目的の特定」となります。個人情報の利用にあたって「利用目的の特定」をし、それを公表か通知すれば本人の同意は必要とされていないのです。個人情報保護法の最大の問題点といっても過言ではありません。

GDPRでは、個人データの取得にあたっての本人の同意が明確に規定されています。

GDPR6条1項で「(a)データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のための自己の個人データの取扱いに関し、同意を与えた場合」に個人データの取扱いが適法になるとし、同意について、4条11項で「自由に与えられ、特定され、説明を受けた上での、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによってデータ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取扱いの同意を表明するもの」としています。

ii、GDPR は個人データの保護の範囲が広いということです。EU は日本との充分性認定の交渉のなかで、日本とは個人データとして保護される範囲が異なる点を指摘してきたといわれています。

GDPR4 条(1)では、個人データは「特に氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、文化的又は社旗的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって直截的または間接的に識別されるもの」とされています。

日本の個人情報保護法では、IP アドレス、クッキー識別子などのオンライン識別子は個人情報にふくまれません。インターネット時代において、プライバシー、個人情報保護の問題の核心ともいえる、オンライン識別子が個人情報から除外されていることは大きな問題です。

この点について、日本はオンライン識別子をどう扱うか動揺しながらも企業の利活用を優先するという立場を優先し、個人情報と位置付けていません。

iii、GDPR では個人データの取得にあたっての本人の同意も含め、自己情報コントロール権が明確に位置づけられています。日本の個人情報保護法は、その点が明確ではありません。

・消去する権利（忘れられる権利）

GDPR では、データ主体が個人データの消去を求める権利が明確に位置づけられています。その適用範囲は日本の個人情報保護法が利用の停止・消去する権利（第 30 条）について、当該個人情報が不正な手段より取得された場合（第 17 条）、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えて取り扱われた場合（第 16 条）に限定されているのに対し、GDPR ではより広範に認められています。

・データポータビリティの権利

これは、データ主体が個人データを取得した管理者から別の管理者に移す、送信させる権利のことです。データ主体が同意に基づいて個人情報を提供した場合などに適用されます。日本の個人情報保護法にはこの規定はありません。このデータポータビリティの権利は重要な権利です。

#### 4、パブコメについて

すでに述べた観点から、現在、行われているパブコメについて、意見をだしていきたいと考えています。

イ、個人情報保護法の見直しにあたって、個人情報の利活用は本人からの同意を得ることを前提とすることを求めています。この点は「三年ごと見直し 制度改正大綱」はふれていませんが、主張していくことは重要と考えています。

ロ、個人情報の範囲を拡大すること、位置情報、クッキー識別子、IP アドレスなどのオンライン識別子を個人情報に加えること。この点は、識別子のところで意見をだしていきます。

ハ、消去権（忘れられる権利）の拡大については強調していきます。

二、「仮名化情報（仮称）」創設については反対であることを明確にする。

#### 意見 1

第 3 章「個別的検討事項」第 4 節 4 「端末識別子等の取り扱い」について

クッキーなどの端末識別子について、明確に個人情報として位置づけ、その利活用にあたっては本人からの同意を得ること義務付けるべきです。GDPR ではクッキーなどのオンライン識別子を個人データとして位置づけています。クッキー情報はアメリカでもカリフォルニア州が本年 1 月に施行する消費者プライバシー法（CCPA）でも「個人データ」

として取り扱っています。同法は 2018 年に明らかになったフェイスブックの 8700 万人の個人情報の流出事件をきっかけに州議会で議論され制定されました。この消費者プライバシー法をモデルにニューヨーク州など約 10 州で個人情報保護のルールづくりがおこなわれているといわれています。

オンライン識別子を個人データと位置付けるのは世界的な流れになっています。日本のようにクッキー情報を第三者に提供する場合などに本人の同意を必要とする取扱いは中途半端であり、混乱をまねくだけです。

この間、ウェブの閲覧履歴から本人の嗜好、趣味などを予測し広告に利用する、リクナビ問題で学生の「内定辞退率」を販売する、などクッキー情報を活用した個人情報の侵害は目に余るものがあります。ここまで問題となりながら、いまだにクッキー情報を個人情報として保護しないことはきわめて問題です。

「位置情報」について触れられていませんが、それはなぜでしょうか。

2017 年の最高裁大法廷判決は犯罪捜査で GPS 捜査をおこなう場合は、令状が必要であり、令状のない GPS 捜査は違法とする判決をだしました。理由は、GPS 捜査は個人の動きを継続的網羅的に把握するものであり、プライバシーを侵害する、ものであるということでした。「位置情報」は「クッキー情報」と同様に、その国の個人情報保護の水準を示すものです。位置情報は個人情報とすべきです。

## 意見 2

### 第 3 章「個別的検討事項」第 4 節 4「端末識別子等の取り扱い」について

現在、国の後押しのもと、Iot の家電機器の開発・利用がすすめられています。この Iot 家電機器の普及は、プライバシー、個人情報保護の問題を新たな段階に押し上げたといっても過言ではありません。

AI スピーカなどに、空調、音響、テレビなどさまざまな Iot 家電機器が接続されるようになっていきます。その結果、個人宅、家庭の個人情報が各メーカーのサーバーに蓄積されます。これらの情報を総合すれば、その家の居住者のプライバシー、個人情報は丸裸にされてしまいます。AI スピーカだけとってみても、これに接続する家電機器への居住者のさまざまな指示は AI スピーカのサーバに蓄積されます。これは重大なプライバシー、個人情報侵害です。しかも、重要なことは、現行の個人情報保護法は、個人情報保護より企業の利活用優先のために、企業が個人情報を活用するにあたって、本人から同意をとることが前提とされていません。

Iot 機器の時代の到来のなかで、プライバシー、個人情報を保護するためには、企業が個人情報を活用するためには、本人からの同意をとらなくてはならないこと、IP アドレス、クッキーなど端末識別子などを個人情報として位置づけることが必要不可欠です。

## 意見 3

### 第 3 章「個別的検討事項」第 4 節 2「仮名化情報（仮称）」創設について

「匿名加工情報制度」は 2017 年の改正個人情報保護法ではじめてもうけられました。まだ同制度は活用されてわずかしかたっていません。アンケート調査でも企業が「匿名加工情報」の具体的な利活用モデルが把握できていないという報告がされています。また欧米では匿名加工情報が復元可能という報道もされています。匿名加工情報制度がスタートしてまだ期間が短く、その安全性もこれから問われるかもしれない状況の中で、「仮名化情報（仮称）」を創設することは危険です。経済界からの要請にこたえ、「ほかの情報と照合しなければ特定の個人を識別できないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入する」としていますが、「ほかの情報と照合しなければ特定の個人を識別できないように加工された個人情報の類型」というあいまいな概念のもとで「仮名化情報（仮称）」を創設することは問題があるといわざるをえません。「仮名化情報（仮称）」創設には反対します。意見 3

#### 意見 4

##### 第3章「個別的検討事項」第1節3「利用停止、消去、・・・要件の緩和」

利用停止、消去、第三者提供の停止の請求の要件を緩和はぜひすすめていただきたいと考えています。特に消去権について、現行法では、当該個人情報不正な手段より取得された場合(第17条)、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えて取り扱われた場合(第16条)に限定されています。基本的に消去権は本人が当該データの消去を求めた場合、認めるとしたうえで、例外的規定を設けるとすべきです。

この保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止の要件の緩和を考えるうえで、重要なことは、個人情報保護法において個人情報取扱事業者は個人情報の取得にあたって本人の同意を必要とするということを明記することだと考えています。そのことを明確にすれば本人が自らの意思としてデータの利用停止、消去権などを求めた場合、同意と撤回の問題として関係性が明確になります。

GDPRでは、個人データの取得にあたっての本人の同意が明確に規定されています。個人情報保護法もその方向で改正されるべきです。

#### 意見 5

##### 第3章「個別的検討事項」第7「官民を通じた個人情報の取扱」2について

「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、・・・積極的に取り組む。」とされていますが、すごく重要な問題と考えています。

まず、官民の個人情報の保護に関する規定の集約・一体化ですが、個人情報保護法は企業の利活用が優先され、個人情報保護がおろそかにされています。官民の個人情報の保護に関する規定の集約・一体化にあたっては、個人情報の取得は本人からの同意の取得を前提とすべきです。次に、EUから「十分性認定」をうけていること、世界的な個人情報保護の流れにそった個人情報保護の政策を進めていくためにGDPRなみに個人情報の範囲を拡大すべきです。

個人情報保護委員会の権限強化は賛成です。

民間、行政機関、独立行政法人などを一元的に所管する独立した機関としての役割を果たせるように法律的にも権限を明確化し、予算、人員的にも体制を整える必要があります。

以上です。